

2024 年 12 月 24 日

特定商取引法違反の訪問購入業者に対する業務停止命令(6 か月)及び指示並びに当該事業者の代表取締役に対する業務禁止命令(6 か月)について

○ 九州経済産業局は、訪問購入業者である株式会社エコプラス(本店所在地：大阪市西区)(以下「エコプラス」といいます。)(注)に対し、令和 6 年 12 月 23 日、特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」といいます。)第 58 条の 13 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 12 月 24 日から令和 7 年 6 月 23 日までの 6 か月間、訪問購入に関する業務の一部(勧誘、申込受付及び契約締結)を停止するよう命じました。

(注)同名の別法人と間違えないよう法人所在地なども確認してください。

○ あわせて、九州経済産業局は、エコプラスに対し、特定商取引法第 58 条の 12 第 1 項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。

○ また、九州経済産業局は、エコプラスの代表取締役である香良卓志(こうら たかし)に対し、特定商取引法第 58 条の 13 の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 12 月 24 日から令和 7 年 6 月 23 日までの 6 か月間、エコプラスに対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。)の禁止を命じました。

○ なお、本処分は、特定商取引法第 69 条第 3 項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた九州経済産業局長が実施したものです。

1 処分対象事業者

- (1) 名 称: 株式会社エコプラス(注)
(法人番号:8120001203177)
- (2) 本店所在地: 大阪市西区江之子島一丁目 6 番 2 号
- (3) 代 表 者: 代表取締役 香良 卓志
- (4) 設 立: 平成 29 年 1 月 17 日
- (5) 資 本 金: 1000 万円
- (6) 取 引 類 型: 訪問購入
- (7) 取 扱 商 品: 宝石、貴金属、時計等

(注)同名の別法人と間違えないよう法人所在地なども確認してください。

2 特定商取引法に違反する行為

- (1)勧誘の要請をしていない者に対する勧誘(特定商取引法第 58 条の 6 第 1 項)
- (2)勧誘を受ける意思があることを確認することを行わないで行う勧誘(特定商取引法第 58 条の 6 第 2 項)
- (3)契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘(特定商取引法第 58 条の 6 第 3 項)
- (4)書面の交付義務に違反する行為(記載不備)(特定商取引法第 58 条の 8 第 2 項)
- (5)物品の引渡し拒絶に関する告知義務に違反する行為(特定商取引法第 58 条の 9)

3 九州経済産業局が認定した行政処分の詳細は以下の各別紙のとおりです。

別紙 1:エコプラスに対する行政処分の概要

別紙 2:香良卓志に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン(全国統一番号) 188(局番なし)

身近な消費生活相談窓口を御案内します。

※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。

- 最寄りの消費生活センターの検索はこちらから。

<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社エコプラスに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社エコプラス（以下「エコプラス」という。）は、消費者に電話をかけ、消費者に対し、古着、食器等の不要品（以下「不要品」という。）の売買契約の締結について勧誘し、さらに、消費者宅において引き続き当該売買契約の締結について勧誘することの承諾を取り付けた上で（以下エコプラスが消費者に当該承諾を取り付けた不要品を「本件物品①」、本件物品①の売買契約を「本件売買契約①」という。）、消費者宅を訪問し、同所において、本件売買契約①並びに宝石、貴金属、時計及びこれらに類する物品（本件物品①に該当するものを除く。以下「本件物品②」という。）の売買契約（以下「本件売買契約②」という。）の一方又は双方の締結について勧誘を行い、当該消費者との間で本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方を締結して本件物品①及び本件物品②の一方又は双方の購入を行っていることから、エコプラスが行う本件物品①及び本件物品②の購入は、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）第 58 条の 4 に規定する訪問購入（以下「訪問購入」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

エコプラスは、令和 6 年 12 月 24 日から令和 7 年 6 月 23 日までの間、訪問購入に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を停止すること。

ア エコプラスが行う訪問購入に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ エコプラスが行う訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ エコプラスが行う訪問購入に関する売買契約を締結すること。

(2) 指示

エコプラスは、特定商取引法第 58 条の 6 第 1 項の規定により禁止される勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、同条第 2 項の規定により禁止される勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、同条第 3 項の規定により禁止される契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘、特定商取引法第 58 条の 8 第 2 項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び特定商取引法第 58 条の 9 に規定する物品の引渡し拒絶に関する告知義務に違反する行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、エコプラスは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これをエコプラスの役員及び従業員に、前記(1)の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第58条の12第1項及び第58条の13第1項

4 処分の原因となる事実

エコプラスは、以下のとおり、特定商取引法に違反する行為をしており、九州経済産業局は、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 勧誘の要請をしていない者に対する勧誘（特定商取引法第58条の6第1項）

エコプラスは、少なくとも令和4年6月から令和5年11月までの間、訪問購入に係る本件売買契約①の締結について勧誘をする承諾のみを取り付けた上で消費者宅を訪問したにもかかわらず、同所において、訪問購入に係る本件売買契約②の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、本件売買契約②の締結について勧誘をしていた。

(2) 勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘（特定商取引法第58条の6第2項）

エコプラスは、少なくとも令和4年6月から令和5年11月までの間、訪問購入をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「訪問買取りをやっているエコプラスといいます。」「今度、〇〇（注：特定の地域）にリサイクルショップを出すことになりました。」などと告げるのみで、訪問購入に係る本件売買契約①の締結について勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

また、エコプラスは、少なくとも令和4年6月から令和5年11月までの間、訪問購入をしようとするとき、訪問購入に係る本件売買契約①の締結について勧誘をするために消費者宅を訪問することについての承諾のみを取り付けた上で消費者宅を訪問したにもかかわらず、同所において、訪問購入に係る本件売買契約②の締結について勧誘し、その勧誘に先立って、消費者に対し、訪問購入に係る本件売買契約②の締結について勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

(3) 契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘（特定商取引法第58条の6第3項）

エコプラスは、少なくとも令和4年6月から令和4年10月までの間、「うちには使っていない食器なんてありませんよ。売るようなものではありません。来てもらっても困ります。」などと、訪問購入に係る本件売買契約①又は本件売買契約②を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、「陶器をリサイクルしたい。あなたが不要に思っているものを、欲しいと言っている人がいるんですよ。買い取らせてください。」などと告げて、引き続き本件売買

契約①又は本件売買契約②の締結について勧誘をしていた。

(4) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（特定商取引法第58条の8第2項）

エコプラスは、少なくとも令和4年6月から令和5年11月までの間、消費者宅において、訪問購入に係る売買契約（本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方をいう。以下同じ。）を締結した際に、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたとき、その売買契約の相手方に交付することが義務付けられている契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、当該書面には、特定商取引法第58条の8第2項に規定する売買契約の内容を明らかにする書面を受領した日から起算して8日以内（以下「クーリング・オフ期間」という。）を経過するまでは、訪問購入に係る売買契約の相手方は、電磁的記録により訪問購入に係る売買契約の解除を行うことができ、かつ、訪問購入に係る売買契約の解除は、当該相手方が、当該解除に係る電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生ずることを記載していなかった。

(5) 物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為（特定商取引法第58条の9）

エコプラスは、少なくとも令和4年6月から令和5年11月までの間、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時、当該相手方に対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

5 事例

【事例1】（勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為）

令和4年6月、エコプラスは、消費者Aに電話をかけ、消費者Aに対し、「訪問買取りをやっているエコプラスといいます。」などと告げたのみで、本件売買契約①の締結についての勧誘に先立って、その勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

この電話において、消費者Aがエコプラスに承諾したのは、本件売買契約①の締結についての勧誘のみであった。

後日、エコプラスの従業員Zは、消費者A宅に訪問した際、「使わなくなった貴金属などはありませんか。あれば、見せて下さい。」などと告げたのみで、消費者Aが本件売買契約②の締結について勧誘を要請していないにもかかわらず、その勧誘を行い、また、消費者Aに対し、本件売買契約②の締結についての勧誘に先立って、その勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

Zが「他にも指輪やネックレス、時計などもあるでしょう。」などと、本件売

買契約②の締結について勧誘をした際、消費者Aは、Zに対し、「他に売らな
なものはありません。」と、本件売買契約②を締結しない旨の意思を表示したが、
Zは、「何かあるでしょう。見せるだけでもいいのです。」などと告げ、引き続
き本件売買契約②の締結について勧誘を行い、エコプラスは、消費者Aと本件売
買契約①及び本件売買契約②を締結した。

Zは、消費者Aから物品の引渡しを受ける時、消費者Aに対し、クーリング・
オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

【事例2】（勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思がある
ことを確認することをしないで行う勧誘、契約を締結しない旨の意
思を表示した者に対する勧誘）

令和4年7月、エコプラスは、消費者Bに電話をかけ、消費者Bに対し、「使
ってない食器はありませんか。買い取らせてもらえませんか。食器は5枚揃って
いれば買い取れますよ。」などと告げたのみで、本件売買契約①の締結につい
ての勧誘に先立って、その勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

消費者Bは、エコプラスに対し、「うちには使っていない食器なんてありませ
んよ。売らなようなものはありません。来てもらっても困ります。」と、本件売
買契約①を締結しない旨の意思を表示したが、エコプラスは、「陶器をリサイクル
したい。あなたが不要に思っているものを、欲しいと言っている人がいるん
ですよ。買い取らせてください。」と告げ、引き続き本件売買契約①の締結につ
いて勧誘をした。

この電話において、消費者Bがエコプラスに承諾したのは、本件売買契約①の
締結についての勧誘のみであった。

後日、エコプラスの従業員X及びYは、消費者B宅に訪問した際、消費者Bに
対し、「家の中に、時計とかアクセサリーみたいな貴金属ってあるんじゃないで
すか。売ってくれませんか。」などと告げたのみで、消費者Bが本件売買契約②
の締結について勧誘を要請していないにもかかわらず、その勧誘を行い、また、
消費者Bに対し、本件売買契約②の締結についての勧誘に先立って、その勧誘を
受ける意思があることを確認していなかった。

【事例3】（勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思がある
ことを確認することをしないで行う勧誘、契約を締結しない旨の意
思を表示した者に対する勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義
務に違反する行為）

令和4年10月、エコプラスは、消費者Cに電話をかけ、消費者Cに対し、「エ
コプラスといいます。〇〇（注：特定の地域）に新しくお店をオープンさせる予
定です。〇〇（注：特定の地域）の方に電話をかけています。お店に出店するた
めに色々な商品を取りそろえたいと思っているので、何か不要なものを売って
くれませんか。」などと告げたのみで、本件売買契約①の締結についての勧誘に
先立って、本件売買契約①の締結について勧誘を受ける意思があることを確認

していなかった。

この電話において、消費者Cがエコプラスに承諾したのは、本件売買契約①の締結についての勧誘のみであった。

後日、エコプラスの従業員Wは、消費者C宅に訪問した際、消費者C及びその親族である消費者Dに対し、「貴金属とか持ってないんですか。持っているなら買取りしますよ。おもちゃでもいいですから、持ってきてください。」などと告げたのみで、消費者C及びDが本件売買契約②の締結について勧誘を要請していないにもかかわらず、その勧誘を行い、また、消費者C及びDに対し、本件売買契約②の締結についての勧誘に先立って、その勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

Wが「こんなネックレス、時代遅れですよ。もういらないでしょう。」などと、本件売買契約②の締結について勧誘をした際、消費者Dが、「これは、使います。」と、本件売買契約②を締結しない旨の意思を表示したが、Wは、「もう、いらないでしょう。」「使わないと思いますけどね。」などと告げ、引き続き本件売買契約②の締結について勧誘を行い、エコプラスは、消費者Cと本件売買契約①及び本件売買契約②を締結した。

Wは、消費者Cから物品の引渡しを受ける時、消費者Cに対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

【事例4】（勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為）

令和5年11月、エコプラスは、消費者Eに電話をかけ、消費者Eに対し、「今度、〇〇（注：特定の地域）にリサイクルショップを出すことになりました。お店に並べる商品を集めています。使っていないお皿とか欲しいんですけどありませんか。」などと告げたのみで、本件売買契約①の締結についての勧誘に先立って、本件売買契約①の締結について勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

この電話において、消費者Eがエコプラスに承諾したのは、本件売買契約①の締結についての勧誘のみであった。

後日、エコプラスの従業員Vは、消費者E宅に訪問した際、「アクセサリー、ちょっと見せてもらって良いですか。実は、うちは貴金属の買取りもやってるんですよ。」などと告げたのみで、消費者Eが本件売買契約②の締結について勧誘を要請していないにもかかわらず、その勧誘を行い、また、消費者Eに対し、本件売買契約②の締結についての勧誘に先立って、その勧誘を受ける意思があることを確認せず、エコプラスは、消費者Eと本件売買契約①及び本件売買契約②を締結した。

Vは、消費者Eから物品の引渡しを受ける時、消費者Eに対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

【事例 5】（物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為）

令和 4 年 1 0 月、エコプラスの従業員 U が消費者 F 宅に訪問し、エコプラスは、消費者 F と本件売買契約②を締結した。

U は、消費者 F から物品の引渡しを受ける時、消費者 F に対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

香良卓志に対する行政処分概要

1 名宛人

香良 卓志 (こうら たかし) (以下「香良」という。)

2 処分の内容

香良が、令和6年12月24日から令和7年6月23日までの間、以下の(1)から(3)までの事項を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)となることを含む。)を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第58条の4に規定する訪問購入(以下「訪問購入」という。)に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問購入に関する売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第58条の13の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社エコプラス(以下「エコプラス」という。)に対し、特定商取引法第58条の13第1項の規定に基づき、エコプラスが行う訪問購入に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 香良は、エコプラスの代表取締役(特定商取引法第58条の13の2第1項第1号に規定する役員)であり、かつ、エコプラスが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。